

近世小作の分類に關する一考察

盛田 稔

○ はしがき

「地方凡例録」によれば、「小作とは、自分所持の田畠を居村他村たりとも他の百姓へ預け爲作又は田島實に取、去地主にても別人にても爲致小作、年貢の外に余米、入上米杯と云て、一反に何程と作港を究め作らするを云^①うのである。近世の小作はこの様に、地主がその所持地を小作人に貸付け、貢租の外に一定の小作料を徴収するのであるから、当時の小作制度は明治以後のそれとは多少異なる点を有して居た事は云う迄もない。

近世に於ける小作の種類は極めて多く、又各様の項貨幣経済の浸透に於て農民層間にはやうやく地主、小作人の分化を生じたが、^②享保の頃には小作制度は広く一般化したものの如く、「民向首要」

によれば「国土の田地と云物、人々其持主の自手作すといふ事は、十にして漸く一二ならざるはなきものと知るべし。(中略)且亦百姓の田地二十石以上百石余の持高の者十が一も自分の地を手作するはなし。(中略)小作に預けて他の手より米をとり、其内に御年貢諸役を勤むる也^③と云つた状況であつた。

この様に小作制度は近世中期には広く一般化した。が、地主、小作人向の小作契約は、多くは口頭契約により、文書契約は極めて稀であつた。^④従つて近世小作制度の実態についての研究も制約が多く、拙著「近世農地証文の研究」に於ても純粹なる小作証文については觸れる所が少なかつた。然るに最近約百枚近くの小作証文を蒐集し得る機会

を得たので、これによつて主として、近世小作の分類に關する私見を述べ、前掲拙著の補定を期したい。

○近世小作の分類に關する考察

近世に於ける小作形態には如何なる種類があるか。当時の状況を知られる古老等の言をしない今日に於いては、当時の年貢取立帖或は小作証文に依る以外に道は無い。

勿論口頭契約の多かつた小作契約の実態を乏しい文書契約たる小作証文によつて究明せんとするのは万全を期し難い点もあるが、概ね実態を把握できると考えて太過無かろう。

小作の種類に關する研究は大正末年より昭和初頭にかけて盛であつたようであり、今日行われてゐる定説もこの頃出来上つたものようであり、其の後この研究は殆んど進捗して居らぬようである。

小作の種類に關し中沢弁次郎氏は

(一)直接小作

(イ)定額小作

(一)年額小作

(二)永小作

(ロ)不定額小作

(一)分益小作

(二)換見小作

(二)間接小作

(イ)定額小作

(一)年額小作

(二)永小作

(ロ)下定額小作

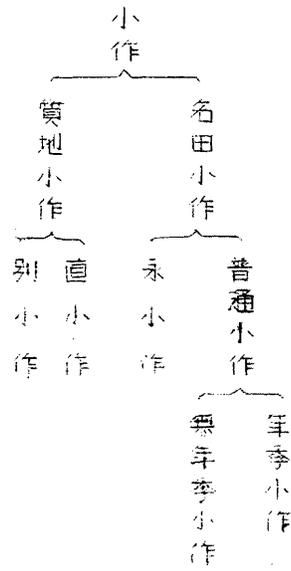
(一)換見小作

(二)分益小作

の分類をしているが、これは既に近世と誤つた分類ではない。直接小作、間接小作の二分法は、小作契約締結に當り、地主小作人間に五口十刀以上が存在するか否かによる區別であり、これを更に小作料收納方法によつて細かくするものである。

この分類に対し、小野博士は「吾人ハ先ツ小作地を他物權的負担ノ有無ニヨリ名田小作ト墾地小

作ト二分子、名田小作ヲ普通小作及永小作トシ、普通小作ヲ更ニ小作期間ニヨリニツニ分テテ無年季小作、年季小作トシ、又質地小作ヲ面分シテ區小作及別小作トナサントス^⑥。こ述べ、近世小作の分類表として



なる表を掲げている。

小野博士は後年更に、(一)小作地の性質に基づく分類十三種、(二)小作者に基づく分類九種、(三)小作料又は租税に基づく分類七種、(四)小作期限による分類二種の詳細なる分類を完成したが、これらの分類に就たりて結局前掲分類表の妥当性を再認識されてその線に戻っている^⑦。

本庄博士は、「大体に於ては地主所有地に対する小作と、質入地に対する小作とに分つ事が出来

る。前者を名田小作、後者を質地小作といふ。^⑧」として次の分類表を掲げている。



この分類は前掲小野氏の分類表と殆んど同一であり、更に又「土屋喬雄氏は、小野博士が前掲分類表に対して「理論的分類」と名付けたのに対し、この「理論的分類」が何故「理論的」であるかは明確でないが……^⑨」と云いながらも同分類をそのまま採用し、小作の種類の説明としている^⑩。

其の後小作の種類についての新しい分類は殆んどなされて居らず、結局前掲小野博士の前掲分類表が今日に於いても小作形態分類の定説となつてゐるようである。

筆者も原則として、この定説を是認するものではないが、決してそのまゝ是認するものではない。この点に論及するに先立つて、小野・本庄・土屋

諸氏の分類のよつて来たるところを求むるに、何れもそれは大体において「地方凡例録」のそれによつたものであることは明らかである。

よつて、以下先ず主として「地方凡例録」によつてこれら各種小作の説明をなし、次に分類に關する筆者の見解を述べたいと思ふ。

名田小作とは「田島多所持イタシ手作ニ余リ、小百姓へ数年爲作置」^⑬ものであり、年季二十年以上のものは永小作に准じ、二十年以内のものは普通小作であり、そのうち年季を定めたものを年季小作、定めのないものは無年季小作と名付けた。名田小作とはつまり、何等の拘束も附着していない普通の土地の小作の意であり、小野博士によればこの名田小作こそ實に徳川時代に於ける小作制度の本体であり、小作制度中重要な地位を占めていたものである。^⑭

永小作とは「實地ノ小作ニハ無之、自分所持ノ田島年季無之、數十年小作致サセルコイフ。永小作ハ地主ニテ無謂地面トリ上、外ノ者へ爲作儀ハ成難シ……」^⑮の如く、永期の小作權而も時には地

主の權利を凌駕する如き強大なる土地の用益權をさすものである。「地方凡例録」によれば、外々永小作債權は、當時は少なかつたと云われるが、必ずしも然らず、本庄氏の云う如く、新田南亮等の場合、小作人募集の便を計るために、永小作の方法を採つた事の少くなかつた事は、^⑯「永小作ニ關スル調査」其一・其二によつても明である。

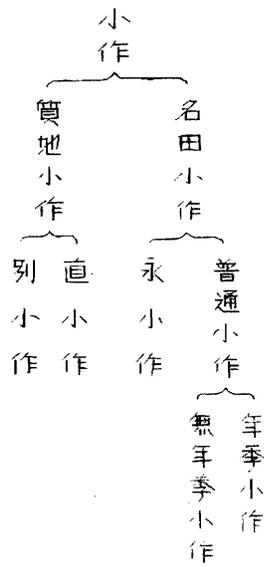
次に實地小作とは云うまでもなく、實地に行われた小作であるが、その小作人の性質によつて直小作と別小作とに分類される。

直小作とは「田島于實ニ入レ、地主直ニ致小作コイフ。小作証文年季ハ實地年季ニ應ズ……」^⑰であり、別小作とは「田島實ニトリ、地主ニ無構、金方ヨリ他ノ者へ爲致小作コイフ。証文ハ年季ニテモ、一ヶ年ニテモ、勝手次第ニイタス。」^⑱如きものである。

以上でよつて、定説の小作種類の説明は終る事となるが、「地方凡例録」には尚この外に、家守小作及び入小作の二つが小作の種類としてあげられているが、^⑲これは小野博士も云う如く、名田小

依内の別の基準による分類に過ぎないもの故、独立の種類として他と同一の列に置く事は適当でない。

そこで一応、「地方凡例録」による新記定説、即ち



なる分類表の妥当性を一応是認した上で尚この分類表を「地方凡例録」及び、筆者蒐集の小作証文によつて補完していきたい。

(一) 質地小作の分類について

先ず質地小作中、直小作についてみるに、先に引用した所によれば、『小作証文年季へ質年季ニ応ス。』であるから、直小作はすべて、質地年季小作一本であるかの如くみえる。しかし、同書によれば、質地証文中には『年季ニ不限、金子有合

次第可請良』の証文もあるのであるから、この種の質地が直小作に附された場合には質地年季内有合小作もありうる事は明白である。この外に、小野博士は質地小作には、直小作、別小作及び質地年季小作の三種があり、『質地の年季小作とは、質入主が質権の年期よりも短い年限を定めて自ら小作するの之云ふのであつた、直小作の一種である。』と述べているが、小野博士の所謂「質地年季小作」は、私の所謂、「質地年季内有合小作」とは異なるものである。小野氏のそれは、質地年季内の年季小作であり、筆者のそれは、質地年季内の無年季有合小作であるのである。小野氏のそれは又筆者の分類する「質地年季小作」と全く同一名稱であるがこの両者も全くその性質を異にする。即筆者のそれは質地年季と小作年季と全く一致するものをさすが、小野氏のそれは、質地年季内の短年季小作であるのである。同一名稱が重複するに至つた理由は、筆者は「質地年季」小作の用法をとつていて、小野氏は「質地（年季小作）」の用法を採つてゐる事に基くものである。

る。小野博士がこの質年季小作を一種類とするに至つた出典は必ずしも明らかでないが、しかし斯る直小作の存在したであろう事は十分に推定される。

従つて、直小作は以上三種に細分されるのであるが、同一名稱による混乱を避けるため、筆者の分類せる二つの直小作には、「向」の字を附し、直小作を結局、質年季向小作、質年季小作及び質年季向小作の三種に分つ事とする。

次に別小作である。別小作は、従来の定説では尙等の種類分けもなされていない。しかし、「地方風例録」には、先に見た如く句証文へ年季ニテモ、一ヶ年ニテモ、勝手次ニイマス。とあるので、幾つかの種類が存在する事は明らかであるが、年季と云う文字の解釈如何によつて種類も自ら變つて来る事となる。即ち此處に年季とは質年季の事が、單なる年季の事が、若し、年季を單なる年季の意味にとれば、直小作の場合の小野氏の分類の場合の如き質年季小作と云う事になる。この場合は又、一ヶ年ニテモによつて表わされる

小作も亦質年季小作の一種であるから結局、一ヶ年の年季を含めて同一年の年季でも勝手次第に結んでよいと云う質年季小作一のを認めたいものと云う事になるし、若し又年季とは質年季の事とさすのであれば、質年季向小作と一ヶ年年季の質年季小作を認めたい事となる。今しばらくこの文章を讀み、別小作の性質を考へてみるに、これは、金主が地主以外の者に小作せしめる方法であるから、小作年限に拘泥する必要はなく、殊にそれは更に別な者に小作せしめる事も出来るし、又同一小作人に質年季向小作せしめることも勿論金主の自由であるわけである。従つて質年季小作と質年季向小作の両者があつてゐるわけである。

そこで更に幾つて、年季を單なる年季と解して一ヶ年以上質年季と等しい年限に至る迄の年季が存在しうるし、又質年季と解した場合でも、一ヶ年ニテモ勝手次ニ云々の文章を広く解すれば各種の年季の存在を認めたいともされるので、何れの場合でも實質的には同じ事となる。よつて此處ではこの文章に捕われる事なく質年季小作及び質

地年季向小作の二つの種類を認める事とする。
尚別小作の性質上、これには、直小作の場合の如き質地年季向内所有小作は及び得ない事只云う迄もなからう。

(二) 年季老渡地小作及び條件附老渡地小作
について

次に名田小作にも質地小作にも属しない別種の小作の存在について述べたい。

年末定租に変わっている小作を名田小作と質地小作に二大別する方法は、或は小作地を物縛り賃担の有無により、⁽²⁾或は小作地の性質によりて分類する方法である。

この分類方法自体には何等意義ないし、筆言自身の種類も、小作地の性質、及び詳細に云えば、小作に供される土地の所有関係との間の権利関係がどのようなになっている土地であるの視る、その土地を専ら小作人と小作料徴収者との間には如何なる権利義務関係が発生しているのかによりて分類せんとする方法である。

この方法を採用する時、あらゆる土地を名田と質地とに二大別する方法は決して完全な分類とは云えぬと思ふ。

何となら、實際このような見地から見た場合の土地の種類には、名田及び質地のみに止らず、前年季老渡地、條件附老渡地等が存在し、而もこれらの老渡地の上には多くの場合新なる小作関係が発生しているからである。

年季老渡地とは一定の年限を限つて土地を老渡し、年季到来時、無銭又は乏銭にて請戻す事を約束した云々は請戻権附老賃であり、従つてこの土地の購入者は年季期間中は完全な所有権を有するものであるが、年季が到来すれば、当然に地主に返却すべきものであり、この土地は決して名田ではなく、年季老渡地、若くは、年季賃受地と呼ぶべきものである。唯年季老渡地は質地と極めて類似して居り劃然たる區別をつける事は困難である。

従つて例へば、「郷土経済史研究提要」に於いては、土地老渡手形の種類中に、年季老渡手形を設け、年季老渡地の存在を認めながら、借用手形の

分類中に不動産質借用手形を設けて居らないのは、質地の存在を認め居らぬ事となり、年季売渡地と質地とを区別しなかつたものと見らるゝし、又既述せる、小作地の分類は何れも質地小作を設けながら年季売渡地小作を設けて居らぬのは、両者を同一視せるものか、或は年季売渡地小作の存在に交付がなかつたかの何れかである。しかし、もし同一視したものとすれば、その旨はのきりと明示すべきものではなからうか。

これに対し、森嘉兵衛氏は、質地小作は自己の所有地を一定条件で返すか、又は質入し、之を再び借入れ、小作することと約したものである。②として、筆者が次に分類せんとする年季売渡地小作及條件附売渡地小作を、質地小作の範疇に入れたいのは、はつきりしてよいと思うが、私には次の理由により、質地小作、年季売渡地小作及条件附売渡地小作の三者は明瞭に区別すべきものであると思う。

理由のオ一 当時質地と年季売渡地とが併存し、その各々に附小作契約の結ばれる事のあつた事は

「地方凡例録」によつても明らかである。即ち同書は「一 年季売本物返之事 南東方ニテ年季売ノ田地ヲ、上方筋ニテハ本物返ト云テ、又ハリ質地ノヤウ成物ナレドモ、利足ノ勘定ニテ作徳ノ上リ等ヲ考ヘ、金高モ質地トハ違ヒ、金子を貸年季ヲ定メ田地ヲ質トリ、作徳ヲ金ノ利足ニイタシ無利足ニテカシ、田地ハ金方へ受トリ、手作ニテモ、又ハ小作ニイレルトモ、勝手次オニイタシ、年季明タルトキ銀相カヘシ、田地取戻ユエ本物返ト云、地主へ田地返事ニ付、年季売ハ御法渡ニ無之ナリ。」²⁵とし、質地と年季売渡地との併存を認め、質地小作と年季売渡地小作の併存した事を明らかにしている。

理由のオニ 現存している当時の手形中には、明らかに、質地主形、年季売渡手形及条件附売渡手形が区別され得るし、その各々の土地が小作地となつてゐる事実が存在する。而もそれが、同時に同地方に存在する事実は、たゞいそれが内容的に類似していても、一種のものの変形ではなく、別種のもので取扱うべきものである事を物語るもの

ではなからうか。つまり近世に於ける百姓が金融獲得の手段とし土地に頼らざるを得なかつた時、出来得る限り土地を失いたくないという願望が、或は不動産を入質して金を獲得するとか、年季を限つて土地を売渡すとか、條件附で売渡すとか種々の形となつてあらわれ、金主なり買主なりはこの土地を自己に有利な條件で小作に附したものとみるべきであらう。

一般に土地金融の方法として、種々の方法が存在した理由は、土地の永代売渡が禁止せられていたので、この禁令の裏をくぐるたの色々な方法を考へ出され、実質的土地永代売買が行われたのであるとの考が定説となつてゐる。勿論その理論の全部を私は否定するものではないが、土地永代売買が公然又は半公然と認められた地方に於いても各種の土地金融方法が存在した事実を忘れるべきでないのであり、土地の永代收奪を防止せんとする農民の切ない願望が種々の形の土地金融方法の形をとるに至つたものであると云う面の存在した事を否定するわけにはゆかない。⁽⁴⁾

かくて、種々なる形の土地金融の存在した事を認める以上、その上に存在した各種小作契約をも当然別種のものとして認めるべきものである事は論をまたぬであらう。以下年季売渡地小作及び條件附売渡地小作について述べよう。

① 年季売渡地小作

此處で今少しく年季売渡地の性格を検討したいと思うが、先にみた如く、「地方凡例録」によれば年季売渡とは、年季を定め田地を売り、年季明けたるとき元錢にて請戻す事を條件とせる土地の売買である。處が筆者が、土地の年季売渡手形を分類した結果によれば、年季売渡手形の中には、年季到来時、無錢にて当然に土地が売主に返却される旨を定めてゐるものがある。⁽⁵⁾ その例こそ少ないがこれこそ本来の年季売渡制度の姿ではなからうか。事例としては、勿論年季到来時は元錢にて返却する旨の契約文言が多いのであるが、それらは本来の姿の変形であつたが次にその変形の方が一般化し、遂に、年季売渡と云へば、「地方凡例録」に示すが如き土地売買方法と考えられるに

至つたものであろう。この様に考へれば、質地と
年季売渡地との區別、從つて又質地小作と年季売
渡地小作との區別も余程明瞭となつて来る。

即ち、年季到来時、云錢を支拂つて土地を請戻
すのが質地であり、無錢で当然に土地が返却され
るのが年季売渡地である。

又、年季向の金主の權利の性格は、質地の場合
は質權が発生し、質取主はそれに基づき自作も出来
れば、これを小作に廻す事も出来るのであるが、
年季売渡地の場合は、所有權の一時的移転（尤も
転売等は原則として認められぬので制限附の所有
權ではあるが）が発生し、質主は所有權に基づ
き、自作するも小作に附するも自由となる。

又その土地から上る收穫は、質地の場合には借
錢の利子に相当し、年季売渡地の場合には所有權
に基づく收穫という事になる。從つてこれら土地
を小作地とした場合、質地小作に於いて金主が受
取る小作料は矢張り利子に相当するものとなるが、
年季小作に於いては、自己の所有地を小作に出し
たような形つまり、地代的なものとなる故その小

作料は前者よりも高額であつたのではなからうか
と思われる。年季小作地の小作料徴收方法の中に
列分小作制度が時としてみられるのはその故であ
ると思われる。尤も、質地小作中にも列分制度は
みられ、²³⁾年季小作中にもむしろ定額小作料の方が
多いが、これらは何れも先にみた如く本来の姿か
ら変形し、遂には一般化し、時として殆んど區別
がつかなくなつたものと考えべきであらう。

そこで、次に小作慣行等せずしも明瞭に示され
ては居らぬが、本来の姿の年季小作と思われ、ト
作証文の事例を次に示さう。

○ 売渡申地形手形之事

一 拙者持地明土二而上田七百町ト明土畑三ツ
段、此案増銀百四貫八百文請取、当辰ノ年分
年ノ年暮迄三ヶ年、列分作ニ売渡申所裏正ニ
御座候。於此地形、御公儀様未進諸拝借ハ不
及申上、隣借書入等二枚一切不仕候。万一於
此地形如何様成六ヶ敷儀出来仕候共、地主請
人引取、貴殿御撥御苦勞相懸ケ申向敷候。右
年数相済甲候ハ、地主形江返シ申等。爲

後日之仍而売券状地付。

延享五年辰ノ五月六日

相内科 肝入 地主 善兵工印

同 所 請人 与五平印

同 所 同 久之助印

中村源右エ内殿

取次 伊兵工殿

前書之通知分作ニ売渡申免実正也。此地形三
ヶ年ノ内、御年貢諸役何ニ而茂、貴殿御構無
御座、地主方ニ而急度相勤申定ニ御座候。以
上。

五月六日

地主 善兵工印

請人 与五平印

同 久之助印

年季売渡地小作の種類について言及したものは
未だ存在しない。前記「地方凡例録」も「手作ニ
テモ、又ハ小作ニイレルトモ、勝手次第ニイタシ
……」と、年季売渡地小作の存在を示しているに

止り、その種類については何等述べていない。し
かし、年季売渡地の性質が前述の如きものである
以上、理論上は、賣地小作の場合と同様直小作と
別小作との二種に大別され得る筈である。しかし、
年季売渡地は年季到来の節本家は無銭にて地主に
返却さるべきものであり、又その性格の変形後も
年季到来時本銭にて売主に返却すべきものとなつ
て居り、且つ、この小作横行中には、小作料連帯
時々の土地の永代所有權を賣主が取得する慣習が
存在した等の点より推して、年季売渡地の小作は
殆んどすべて直小作であつたと推定されるし、事
実筆者の蒐集せる年季売渡地小作手形も全部が直
小作である。

次にこの年季売渡地の直小作には、先にみた如
き小作期間の定め方によつて分類せる場合次の如
き種類の存在が認められる。

第一 年季売渡地年季間内有合小作

年季売渡手形の中には左の如く、年季内に於け
る請戻しを認めたものがある。筆者はこれに対し
先に年季内有合貸地売渡手形の名稱を付けたが、

この手形に示される如き年季内に於ける請戻しを認められた土地が小作地となつた場合、もし年季向内の任意の時期に於ける請戻しが行われたとすれば、それと同時に小作契約も当然自然解除となるわけであり、このような土地の上に締結された小作は、年季売渡地年季向内有合小作と呼ばれるべきである。尤も筆者はこの種の小作手形そのものは未見であるが、年季向内に於ける請戻しが認められる年季売渡制度が存在する以上、この種の小作の存在した事は疑のない所であるので、左に年季内に於ける請戻しを認めたる年季売渡手形の事例をあげておこう。

○賣地売渡申手形之事

一 高取石藤の分地、此家増武或於學文請取、賣地ニ相渡シ申所真正ニ御座候。但シ年記ハ辰ノ年今亥ノ年迄申年と年と作相定、賣地ニ相渡申所相違無御座候。於此池形、御公儀様未達請拝借等ハ不及申、願借書入等二茂一切不仕候。万一於此地形、如何様成大ケ敷儀出束仕候共、請人地主引取、意度可申披候。貴

殿江御檀御苦勞相察ケ申向敷候。爲後日之賣地手形仍而如件。

延享四年卯ノ十月七日

上町地主丸郎助

中町請人又 七

名主孫石工内

出町喜兵工殿

前書之通、万一年記相済申候而、請兼候ハ永式ニ御渡シ可申候。年記之内ニ而茂石家増武御返済仕候ハハ、御返シ被下候苦、御定ニ御座候。以上。

第二 年季売渡地年季小作

賣地小作の場合、賣地年季以内の年季小作が存在する事は小野氏の指摘した處であつたが、年季売渡地の小作の中にも、その年季ニ一致しない、年季以内の小作期間の定めのある小作契約が存在する。左に掲げる事例は即ちそれであるが、本事例中、何年成共貴殿より御借シヒ下候内借作仕等ニ相定……の何年成共之言う言葉は、年数を定

のない不安定な期限ではなく、何年の年季でもと云ふ意味に解すべきものである。

○書添二而相渡申手形之事

一 小向間左エ門様御領之内藤助ト御帳面ニ御座候内、若宮ト申所畑、麥片馬五升蒔、小高貳斗之目、此地代錢三拾貫文ニ而、年季ニ荷地仕候所、右地代錢才覺及兼申ニ付、貴殿江願出、右畑地拙者持始末相添、地境并年季定本始末之通無残リ相添、此案靖錢三拾貫文、只今儘ニ受取申事更正ニ御座候。右拙者作り場所不足ニ付、貴殿へ願上、何年成共貴殿ト御借シ被下候内、借付仕替ニ相定、巻ケ手ニ爲大豆石ト三畝宛相定、年ニ寄リ如何様之不作等ニ而も申定通、年々十月迄ニ附渡し可申候。若万一少も滞リ申候ハ、拙者持地之内同領畑、麥五升蒔、小高卷斗之所、屋敷之後境之義ハ、東南北の者畑境切、西ハ道切、右之場所無錢、書入ニ仕、貴殿へ永代ニ而引受可被下候。其節違乱申向敷、貴殿へ少も御横御苦勞相懸申向敷、依而爲後日如件。

文政十一年子ノ十二月

渡人田々 田傳

親類受合 倉之助

徳左エ門

立合 庄吉

孫助

組合 喜八

藤三郎

肝入 庄内

宇兵工殿

右手形は、年季間自作を目的として、年季買請した土地代錢支拂に困窮し、右土地を直方に他に年季譲渡し、その土地を直小作するに至つた珍しい争例である。右によれば、年季売渡によりて買主の取得する年季間の所有権は相当強大であり、制限付所有権でありながら、時には転売等もする場合もなかつたわけではない事がわかる。

それはともかく、右手形は明瞭に、年季売渡地年季小作の存在した事を物語るものである。この

種の小作は然し乍ら、その數に於いては決して多
いものでは無かつたようである。

第三 年季売渡地年季向小作

年季売渡契約に定められた年季と、小作年季と
が完全に一致するものであり、賣地年季向小作に
照応するものである。

年季売渡地の小作に於いては、この種のもの大
部が占められたらしく、筆者の蒐集せる年季売渡
地小作手形の殆んど全てがこの種のものに属する。
左にその事例を掲げる。

○書添二面借作手形之事

一 喜平治ト御帳面ニ御座候屋敷、此地代錢貳
拾八匁、儘ニ請取、年季相渡シ候前、拙者作
り場所不足ニ付、借り作り仕、爲穀地、壹ヶ
年ニ大豆貳駄宛ニ相定、壹貳拾八匁文宛、栗子ノ
御願申上、壹ヶ年ニ付貳匁八百文宛、栗子ノ
年分酉ノ年迄十ヶ年ノ濟崩相定、年ニ寄り不
作等ニ而茂、大豆并錢共、無滞り、年々十月
迄ニ急度相渡シ可申候。若志ヶ年成共滞り申

候ハ心、台始末之通、直々永代ニ相渡シ可申
候。其節一言之違乱申向敷、依而爲後日之親
類請合印形如件。

文政十年亥ノ十二月十五日

借り作り殿人 長作御
親類請合 長右門御

宇兵工殿

㊦ 條件附売渡地小作

條件附売渡地とは、嚴密に云之は、條件附永代
売渡地である。條件附永代売渡地の性格は、條件
附永代売渡手形によつて知る事が出来る。

條件附永代売渡手形とは、元末永代売渡手形で
あるのだが、一定の條件が満された時は、永代売
渡手形たる効果を剥奪し、その條件が充足されな
い場合にのみ本来の姿に戻つて永代売渡手形たる
効力を認めようとするものである。従つて條件附
永代売渡地とは、元末永代売渡地であり、期限附
売渡地ではない点で年季売渡地とは全く異種のも
のである。従つて條件附売渡地はその売買により、

所有權が完全永代に買主に移転するものである。但しもし当筆着向にて取極めた一定の條件が充足された場合には永代売渡地たるの効力を剥奪し、売主に概土地が返却されるものであり、條件が満たされない場合は、そのまま、当然に永代売渡地となるものである。

一定の條件が充足された場合土地が返却されるという点よりすれば、一定年季売渡地と條件附売渡地とは極めて類似点を有するが、兩者の向には、年季売渡は永代売渡との區別が存在する事を忘れてはならない。

この區別は即ち土地收奪を防止せんとする意欲の大小による區別であり、年季売渡方法は條件附永代売渡方法よりも、土地收奪防止意欲が大である事は云う迄も無い。

一定の條件とは何かと云うに、

①何時でも本錢を返却すれば土地を返却するもの

②一定の期間内に元利を返却すれば土地を返却するもの

③年賦償還の方法により土地を請戻すもの。
④年季奉公完了により土地を請戻すもの等種々の條件がある。

これらの條件附永代売渡地が小作契約の対象となる事については筆者は、「近世農地証文の研究」中に、事例をあげて示して置いたが、今又改めてその分類を試みてみたい。

條件附売渡地は、元来永代売渡地であり、且、年季売渡地小作の場合と同様、この土地が小作に供された場合、小作料満納によりて概小作地が最早請戻す事の出来ない完全なる永代売渡地となりて仕舞う小作慣行が存在する等の点よりして、實際上、條件附売渡地小作は殆んど全てが売主の直小作であつたようであり、筆者の蒐集せる事例の全ては直小作である。

しかし、この土地は本来永代売渡地である事を考うれば、別小作も理論上存在し得る事は勿論である。

以下、小作期間の定め方によつて、條件附売渡地の直小作を分類すれば、條件附売渡地有合小作

と條件附売渡地年季小作との二種に分類出来る。

第一 條件附売渡地有合小作

條件附永代売渡手形中、何時でも本錢を返却すれば土地を請戻す事の出来る旨定められて居る手形を有合売渡手形と云うが、この有合売渡地が小作契約の対象となる場合は、有合売渡地の性質上、年季の定めは設けられず、土地を請戻す迄の期間、小作料を滞納せざる限りその土地を小作する事が出来る。

この様な小作を條件附売渡地有合小作又は有合売渡地小作と私は名付ける。

昔々年でも小作料が滞れば、本来の姿に帰つて直ちに完全なる永代売渡手形となる事が多い。

左に本小作契約の事例を掲げよう。

○借り作り始末之事

拙者居屋敷并細地有合ニ相渡、甲候所、拙者共貴殿へ色々更上、借り作り仕替ニ相定、乙亥々年ニ米五駄、木柵七人宛年々十月迄急戻附渡可申候。若き々年成共滞り申候ハツ、本紙相添、直々永代ニ相渡可申候。其節少茂違乱

申向敷、貴殿へハ少茂御損御苦勞相懸申向敷
仍而馬後日如件。
天保十三寅六月

善 助 殿

善 助 殿

二十七日

要石三内

文 助 殿

右事例には附着しあるべき善の有合売渡手形が見当りぬので、次に有合売渡手形に附着して小作契約を結んでゐる最も完備したこの種の小作手形の事例を示そう。

○田形有合ニ相渡申手形之事

一 当暮諸物成米上納成兼申ニ付、拙者持地野々村唯右エ内様御領田形七十町、重助ト御帳面ニ御座候所、小高貳斗壹分七合ニ付、右場所之儀若源沢ト申所、但シ埒之儀ハ古来今有末リノ通、おさ敷四枚、此案増銭貳拾貫文儘ニ請取申事真正ニ御座候。
一 御上様前不申ニ及、何方も出入構一切無御座候。若万一助方今大ヶ敷儀出末仕候ハツ、

此加判之前露出、急度相片附、貴殿江ハ少茂御摸御苦勞相懸申向敷、依而爲後日之印形如件。

文政四年己十二月十五日

渡人 庄 七印

親類組合 庄 内印

立合 林 藏印

立合 嘉吉内印

御解入 傳之丞印

的場 卯八殿

書添借作り仕半形之事

一 田形七拾苜相渡申候所、拙者作り場所不足ニ付、貴殿へ御願申候前借り作二仕、右穀旭米上相場壹駄片馬半宛、年々十月中急度附渡シ可申候。若滞り申候ハズ、右有合始末江相添直々永代相渡可申候。左格別之不作等御座候ハズ、其節右案堵銭江米直段相場ニ而賦割半相当候程ニ而御引可被下候。貴殿江ハ少茂御摸御苦勞相懸申向敷、受合加判如件。

文政四年己十二月十五日

借り作人 庄 七印

受合 庄 内印

林 藏印

的場 卯八殿

第二條件附売渡地年季小作

これは、一定の期間を定めて、條件附売渡地の小作人となり、年季到来迄年々小作料と本銭を納め、これを完済すれば、年季到来時小作契約が解除され、且つ土地が返却される性質の小作である。万一、本銭若くは小作料が滞納された場合の處置としては、貴殿御勝手次第の處分を認められたもの、或は若干の田畑を抵当に入れさす場合等種々ある。

○永代売渡申畑半形之事

拙者持地之内

一トし田畑 貳手役 此長壹枚

(中略)

畑数×八手役二分 長敷×テ七枚

右之通此度代銭四拾八貫文、慥請取、永代賣

殿江志淺中處実正也。然上ハ右畑形ニ付、御上様、不及申上、他之妨違乱毛頭無御座候。若又勝手方如何様之出入不々敷儀出来候共、本人親類請人共罷出、急度帰朝、貴殿江少度御損御苦勞相懸上向敷候。為其當時肝入九郎左工門御役印申請、此始末相違儀候上ハ、于、採々ニ至迄、一言之子細無之候。為其日連形永代売券状仍如件。

文政十二年五月十一日朝日

法重通 百目木村 助八郎
親類 同 村 半助郎
同 同 惣助郎
同 小倉村 長高郎
同請合 百目木村 助惣郎

岩城屋清左工門殿

前番之通永代畑形売券ニ任候儀、相違無御座候。亦元錢之外、為利足、末寅ノ年申ノ手迄七ヶ年中、老々年大豆三駄宛、年数中無滞相渡申定。然上ハ、一ヶ年二兩茂利足大豆相滞候ハ、此末書切取、貴殿御勝手次第、向

違江茂御被成候共、一言之子細無之候。且格別ノ助情ヲ以、利足分不相当ニ被成下候間、御高郡役私方ニ而相勤可申候。於年数中、元錢共ニ返濟候得々、此手形并畑形共御返シ被下候定ニ御座候。為後日畑形永代売券江末書如件。

文政十二年五月十一日朝日

右本人 助八郎
外前文 親類請合

岩城屋清左工門殿

表書之通双方承届相違無之ニ付依而印形如件。十一月 肝入 九郎右工門
右は本錢并小作料滞滞時、實主に蔵土地處分の自由を認めたものであるが、左に今一例一定の土地を諸人に対し堪当に入れ、諸人より必ず同違女へ本錢并小作料を支拂うべき事を約した契約書を掲げよう。

○借作仕手形之筆

一、本高石を斗升と合、長治郎卜御帳面ニ御座候田形と百兩、ヤとへ山と申間小高四升所、

此案堵錢四拾五貫文請取、永代相渡申候所、

拙者作り場所不足二付、借作仕等申定、爲家

田米、米壹駄片馬半儀宛二相定、右五地代錢

親類象中ヲ以色々願上、是々年ニ三貫文宛之

濟願し願上、当丑ノ暮夕卯ノ年迄、十五ヶ年

之濟前ニ相定、年ニ寄如何様之下作等ニ相候

共申定通、米錢共、相願、十一月申急度相渡

可申候。依而十五ヶ年中無滞相渡申候ハバ、

右永代始不御返シ被下候等ニ相定、若老ヶ年

成共滞申候ハバ、拙者家屋敷之内、畑券中舛

六升蒔、小高七升之所受合方へ引受、貴殿へ

正米錢ニ而急度附渡可申候。貴殿へハ地形ニ

付、末々迄少茂御換御苦勞相懸申向敷、爲後

日之如件。

文政十二年丑ノ二月廿五日

新地長根 与惣治[㊦]

親類受合 与八[㊦]

与治郎[㊦]

庄 八[㊦]

權 助[㊦]

(三) 抵当地小作

宇兵工殿

長治郎[㊦]

地主が借銭の抵当に入れた土地を十三卷の小作

に附し、又は小作人附着的の土地を抵当物件とする

事例も少くはないと思われる。斯るものを抵当地

小作と名付ける等が出来ると思ふが、抵当物件で

はあつても地主の所有地たるに変わりはない故、名

田小作の一種とも見得るが、莫地の場合に準じ、

一種として独立せしめらると思ふ。

斯る小作の存在は「地方凡例録」に、書入田地

を説明した後「田畑ハ地主方ニテ自作致トモ、

小作ニイルトモ勝千次第ナリ」[㊦]とあるによ

つても明らかである。

○まとめ

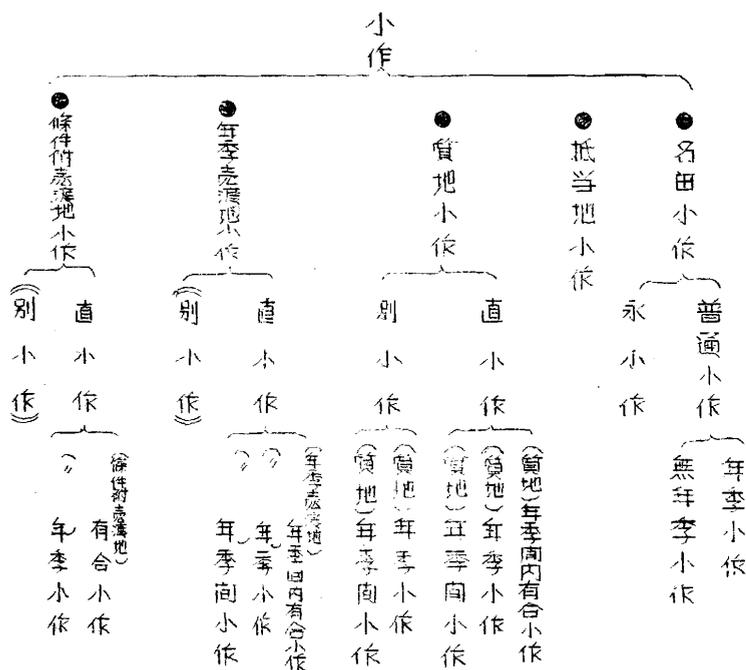
以上、小依の種類を、小依に供される土地の性

質によつて分類する場合、従来の分類は未だ十分

ではなく、尚、年季売渡地小依、條件附売渡地小

依、抵当地小依を附加する必要があるの及ならず、

質地小作も、普通小作に準じ細分すべきものである。以上によつて小作分類表を複製すれば次の如くなる。



① 「日本経済大典」才四十三卷 二〇〇頁

- ② 土屋喬雄著「近世日本農村経済史論」三八頁、拙著「近世農地証文の研究」一六一頁
- ③ 「日本経済大典」才五卷 五五頁
- ④ 小野武夫著「農村社会史論講」一六三頁
- ⑤ 中沢弁次郎著「小作制度論」一四一頁
- ⑥ 小野武夫著「永小作論」三八頁
- ⑦ 前掲「農村社会史論講」一四七頁
- ⑧ 全書 一六〇頁
- ⑨ 本庄栄治郎著「日本社会経済史」
- ⑩ 土産・前掲一六〇頁
- ⑪ 全前
- ⑫ 「日本経済大典」才四十三卷 二〇二頁
- ⑬ 前掲「永小作論」三九頁
- ⑭ 「日本経済大典」才四十三卷 二〇〇頁
- ⑮ 本庄・前掲「日本社会経済史」五八四頁
- ⑯ 「永小作ニ関スル調査」其ノ一、其ノ二、農商務省農務局
- ⑰ ⑱ 「日本経済大典」才四十三卷 二〇〇頁
- ⑲ 前掲「農村社会史論講」一五〇頁、一六〇頁
- ⑳ 同前一四九頁・本庄・前掲五八四頁
- ㉑ 小野武夫著「郷土経済史研究提要」一〇七頁
- ㉒ 近世後期小作料の構造、「岩手史学」四九
- ㉓ 「日本経済大典」才四十三卷 二〇四頁
- ㉔ 「近世農地証文の研究」参照
- ㉕ 全前 九六頁、四三頁
- ㉖ 「日本経済大典」才四十三卷 二〇五頁